

1 調達コード全般について

1-1 「持続可能性」とはどのような意味ですか。

持続可能性とは、「環境」「社会」「経済」の3つが調和することで持続的に発展する状態を意味しています。環境への配慮だけでなく、人権や労働環境に対する配慮なども重要な要素です。

1-2 「持続可能性に配慮した調達コード」を策定した背景は何ですか。

国際オリンピック委員会では、「オリンピック競技大会の全ての側面に持続可能性を導入する」こととしており、東京2020大会においても、様々な側面から持続可能性に配慮した取組を実施します。その中で、調達における持続可能性への配慮を実行するためのツールとして、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）が調達コードを策定しています。なお、東京都（都）においては、この調達コードを尊重し、大会競技施設の整備等大会準備を進めております。

1-3 調達コードはどのような内容ですか。

調達コードでは、法令遵守を始め、環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進など持続可能性に関する基準を定めるとともに、その実効性を担保するための確認方法や通報受付窓口について説明しています。これらは物品やサービスの種類に関わらず共通して適用される規定です。また、木材、農・畜・水産物、パーム油、紙については、持続可能な形で生産されたものを確実に調達するため、より詳細な要件や担保措置に関する個別の調達基準を設けています。（パーム油、紙については、平成30年6月公表予定）詳細は、組織委員会ホームページで公表されている調達コード及び都ホームページで公表されている概要をご覧ください。

【参考】 持続可能性に配慮した調達コード

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

【参考】 「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/02/05/documents/08_01.pdf

1-4 調達コードの遵守に向けて取り組むとは、具体的にどのようなことを行わなければならないのですか。

調達コードについては、解説を組織委員会が作成しており、具体的には、「4. 持続可能性に関する基準」及び「5. 担保方法」に記載された取組事例を参考として、調達コードの各基準等の遵守に向けて積極的に取り組んでいただくこととなります。

なお、調達コードの基準等には、義務的事項と推奨的事項があり、基準等の各項目を分類し、解説の参照ページを示した[一覧表](#)をお示ししていますので、参考としてください。

【参考】 調達コード解説

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/explanation-1.pdf>

1-5 調達コード内の「4. 持続可能性に関する基準」のうち、「義務的事項」及び「推奨的事項」とは、どのような事項ですか。

基本的に達成されることが前提となっているものと、必須ではないが積極的な検討や行動を促すものがあります。(1つの基準の中に、両方の要素が含まれている場合もあります。)

前者が、「義務的事項」であり、法令の遵守、差別・ハラスメントや児童労働・強制労働の撤廃、環境汚染の防止などについて、関連する法令等の遵守を基本として、「～しなければならない(～してはならない)」という表現で求めており、これに適合していることが必要です。

後者が、「推奨的事項」であり、法令上の義務を超えた、より望ましい社会の構築に貢献し得る取組を「～すべき」という表現で推奨しています。このような取組については様々な内容が想定されますので一律に義務付けることはしていませんが、可能な限りの積極的な取組をお願いします。

1-6 義務的事項についての基準等を満たすよう取り組むということは、解説に示された義務的事項の取組事例のような取組を行うことが必要とされるのですか。

義務的事項の基準等については、関係する法令等の遵守を基本としており、契約履行の過程において、当然に遵守されなければならない事項です。

自社の遵守状況に不十分な部分がないか常にチェックすることが重要となるため、解説に示された取組事例を参考として、積極的に取り組んでいただくことが期待されます。

1-7 調達コードの「4. 持続可能性に関する基準」は、多岐に渡っており、記載内容の全てについて取り組んでいくことは困難ではないですか。

業種や規模、サプライチェーンの存在する地域など、各社によって状況が異なる中で、「持続可能性に関する基準」の各項目について一様に対応することは適切ではありません。

「義務的事項」については、必ず遵守することが前提となりますが、「推奨的事項」については、自社の事業活動における持続可能性に関するリスクを評価した上で、リスクの高い分野については、優先的、重点的に対応し、リスクの低い分野については、取組を省力化するなど、メリハリのある対応が肝要です。

1-8 「サプライチェーン」とはなんですか。

都が契約を締結する物品・サービスの提供事業者を「サプライヤー」と呼びます。「サプライチェーン」とは、原材料の採取を含め、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者のことを指します。

2 対象案件について

2-1 都の発注案件のうち、誓約書徴取対象案件はどのような案件ですか。また、どのような基準で案件を選定しているのですか。

都ホームページで公表しているとおり、都において調達コードに係る取組の対象とする案件は、
 ○競技会場として使用する施設の整備
 ○オリンピック・パラリンピック準備局が組織委員会と共同又は連携して実施する事業
 といった、大会準備に密接に関連するものです。

【参考】報道発表資料（平成 30 年 2 月 5 日付）

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/02/05/08.html>

2-2 入札に参加する際、対象となる案件は、どのように見分ければよいのでしょうか。

対象案件については、都電子調達システムにおいて案件が公表される際、契約条件として調達コードの遵守に向けて取り組む旨の誓約書の提出が必要であることを、発注予定の発注予定備考欄及び配布資料をもって明示します。

2-3 対象となる案件であるが既に契約済みで履行中の案件についても、誓約書を徴取するのですか。

対象となる案件で既に契約履行中の案件については、誓約書の徴取はしませんが、履行にあたって調達コードの遵守に向けて取り組んでいただくよう、文書により要請する予定です。

2-4 既契約については文書により要請するとのことですが、あくまで要請であり、調達コードの適用については（特記仕様書等に定めのあるものを除き）契約の対象外と考えてよいですか。

契約の対象外ですが、調達コードの遵守に向けて協力をお願いします。

3 担保方法について

3-1 誓約書はいつ提出するのですか。

通常の案件については、開札後速やかに、落札決定をしているところ（案件により、積算内訳書の提出や低入札価格調査を実施）ですが、調達コード対象案件については、開札後、誓約書の提出があるまで落札決定を保留しますので、契約担当部署へ速やかに提出していただきます。

3-2 誓約書は絶対に出さなければならないのですか。

案件公表時に、誓約書の提出が契約締結条件である旨を明記の上公表していますので、契約締結の条件として、誓約書を必ず提出していただきます。

3-3 誓約書を提出しなかった場合、ペナルティはありますか。

誓約書の提出がなかったこと自体により、ペナルティが課されることはありません。

工事契約（工事系委託を含む）において、仮に、開札後、落札決定までの間に、落札候補者が、誓約書を提出しない場合は、落札候補者の入札を「無効」とし、2 番札がいれば、繰り上げを行うこととなります（「電子入札用 工事請負等競争入札等参加者心得（その1）」第 13 条（18）及び第 15 条等参照）。

物品契約についても、誓約書の提出がない場合は、落札候補者の入札を「無効」とし、2 番札がいれば、繰り上げを行うこととなります（「物品買入れ等競争入札等参加者心得」第 13 条（16）及び第 14 条等参照）。

3-4 誓約書を提出したが、調達コードの遵守に向けた取組を行わなかった場合、指名停止及び入札参加禁止などの対象となるのですか。

法令遵守など、調達コードの基準と既存の契約書により課される債務が重複する場合には、調達コードの

不遵守が結果として債務不履行となり、債務不履行を理由に指名停止及び入札参加禁止などの対象になる可能性があります。

3-5 調達コードの遵守ができない場合、成績評定における減点の対象となるのですか。

法令遵守など、調達コードの基準と既存の契約書により課される債務が重複する場合には、調達コードの不遵守が結果として債務不履行となり、債務不履行を理由に減点の対象になる可能性があります。

3-6 取組状況の記録化とは、どの程度の記録が求められるのですか。

自社の遵守体制整備やサプライチェーンへの働きかけを含め、持続可能性に関するリスクを適切に評価した上で合理的な取組を実施(予定)していることを記録しておくことが有益であり、リスク評価のプロセスや結果を含めて記録化しておくことが、透明性の観点でより望まれます。

なお、記録化の方式や様式は企業の実情に合わせたものでよく、CSR活動(企業の社会的責任)等の記録や報告書作成を行っている場合はそれらをベースにすることが効率的です。

3-7 遵守状況の確認やモニタリングは、どういう場合に行いますか。

遵守状況の確認やモニタリングは、調達コードの遵守状況に問題がある疑いが生じた場合など、必要に応じて実施する予定です。なお、その必要性の有無はオリンピック・パラリンピック準備局が適宜判断のうえ、執行受任局と対応方法を協議します。

4 通報受付窓口について

4-1 通報受付窓口はどのようなものですか。

都の発注案件に関して、調達コードの遵守状況に問題がある疑いがあるなど具体的根拠に基づく通報を受け、事実関係など必要な調査を行い、改善に向けて促していく窓口です。

詳細については、オリンピック・パラリンピック準備局ホームページに掲載している「東京都『持続可能性に配慮した調達コード』に係る通報受付窓口 業務運用基準」をご参照ください。

【参考】東京都『持続可能性に配慮した調達コード』に係る通報受付窓口 業務運用基準

http://www.2020games.metro.tokyo.jp/3a71b2c64da0144a502a539c39cd3c32_1.pdf

4-2 通報されたら事業者はどう対応すればよいですか。

通報受付窓口は、オリンピック・パラリンピック準備局となります。通報受付窓口において、通報された案件が調査対象案件である可能性があるかと判断した場合は、調査が開始されます。その際、オリンピック・パラリンピック準備局は、事業者に対して、事実確認のための情報収集や、当事者間の合意による適正な解決に向けた対話の促進を行いますので、通報受付窓口に通報がなされた場合、事業者の皆様には、これらについてのご協力をお願いいたします。

4-3 既契約については、通報制度の対象となりますか。

既契約案件についても、通報があれば受け付け、対象案件として対応できるよう、受託者に対して協力をお願いしていきます。

4-4 通報対応で追加の費用が掛かった場合、都で面倒を見てくれますか。それとも、全て事業者の持ち出しとなるのですか。

調達コード適用対象案件については、案件公表時にその旨が明示されており、入札参加者の方々には、その点も承知して入札していただいていると考えています。したがって、通報対応に掛かるコストについて、都が改めて負担することはありません。

4-5 既契約の協力にかかった費用については、都が費用負担をしてくれるのでしょうか。

既契約についても調達コードの遵守に向けて取り組むよう要請しているため、可能な範囲で調査に協力していただきたいと考えております。

4-6 通報された場合、事業者には反論の機会がありますか。

通報受付窓口（オリンピック・パラリンピック準備局）が実施する事業者に対しての事実確認のための情報収集や、当事者間の合意による適正な解決に向けた対話の促進の際に、通報受付窓口に対して、意見を伝える機会があります。